

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

富山県立福岡高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、本校に設置する奨学生選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、服装・生活態度等、他の模範となる学校生活を送っている
- ③学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ①定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

（３）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当）すること

- ①調査書における学習成績概評が「A」に該当する
- ②調査書における学習成績概評が「B」に該当し、かつ、以下のア～ウのいずれかに該当する
 - ア 部活動に積極的に参加し、優秀な成果が認められる
 - イ 生徒会活動に積極的に参加し、顕著な成果が認められる
 - ウ ボランティア活動に積極的に参加し、顕著な成果が認められる
- ③特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学後、優れた学習成績を収める見込みがある

（４）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当）し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

- ①市区町村民税所得割を課されていない（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円である）
- ②生活保護を受給している（奨学金申込日現在において保護費を受給している）
- ③児童福祉法上の措置として以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）
児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者・里親

※ 社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。